

森林環境税の実施過程と評価システムに関する研究

杉本健輔（北海道大）

はじめに

地方分権一括法以降、2003年の高知県を筆頭として現在までに29県でいわゆる森林環境税が導入されている。各県とも導入後5年ほどで税制の見直し期を設定しており、早期に導入した県は税制の評価・見直しの段階を迎えつつある。

本研究では森林環境税を導入した県が、どのようにして県民の理解を踏まえながら、施策の選定・実行・評価・見直しを行っているのか、その現状と課題を明らかにする。

調査方法

全国の森林環境税導入県の動向を把握した上で、見直し期を迎えた先行事例である高知、鳥取、岡山の3県に加え、施策の評価について独自の仕組みを取り入れている神奈川県を対象として、個別事例研究を行った。個別事例研究では資料収集と聞き取り調査を行った。

結果と考察

全国的な傾向として以下のことが挙げられる。まず、森林環境税の用途に関しては、「県民の意識醸成」と公益的機能の増進を目的とした「荒廃人工林の間伐」という用途に絞られていることが多い。評価・見直しに関しては、単年度ごとに事業を見直しているほか、約5年で税制の全体的な見直し期を設定している。しかし、事業評価については、事業量などの提示にとどまっており、公益的機能をどれだけ増進させたかという成果を説明できていない。よって、税制の見直しでも成果を踏まえた客観的な見直しができないまま、延長や改正が決められているのが現状である。

高知県と鳥取県では当初、人工林間伐と意識醸成という目的に用途が絞り込まれていたが、見直し期に野生動物対策や竹林整備などへと用途を拡大させてきた。岡山県では当初から税の用途を広範に認めており、担い手対策などを含めた幅広い事業を行ってきた。神奈川県では水源涵養機能の増進を目的とした事業に用途を絞っているが、県民からは担い手対策等の必要性が叫ばれており、次期への見直しが注目される。

森林環境税は導入後の実施過程においても、県内の状況を反映して制度が改正されてきており、国による一元的な施策には無い、地方による独自施策の長所が発揮されているといえる。しかし、岡山県では用途が広範に認められているがゆえに、一般財源を補うために森林環境税を充当しようとする動きが見られる。こうしたことにより、税による事業と一般財源による事業との住み分けが曖昧になり、超過課税の説明責任を果たせなくなることが懸念される。さらに、限られた財源の中で施策の効果をあげるには事業の選択と集中が必要であるが、用途の拡大はこれに逆行する面もある。必要に応じて用途を拡大する一方で、用途の絞り込みを行っていく必要がある。

（連絡先：杉本健輔 sugi-ken@for.agr.hokudai.ac.jp）